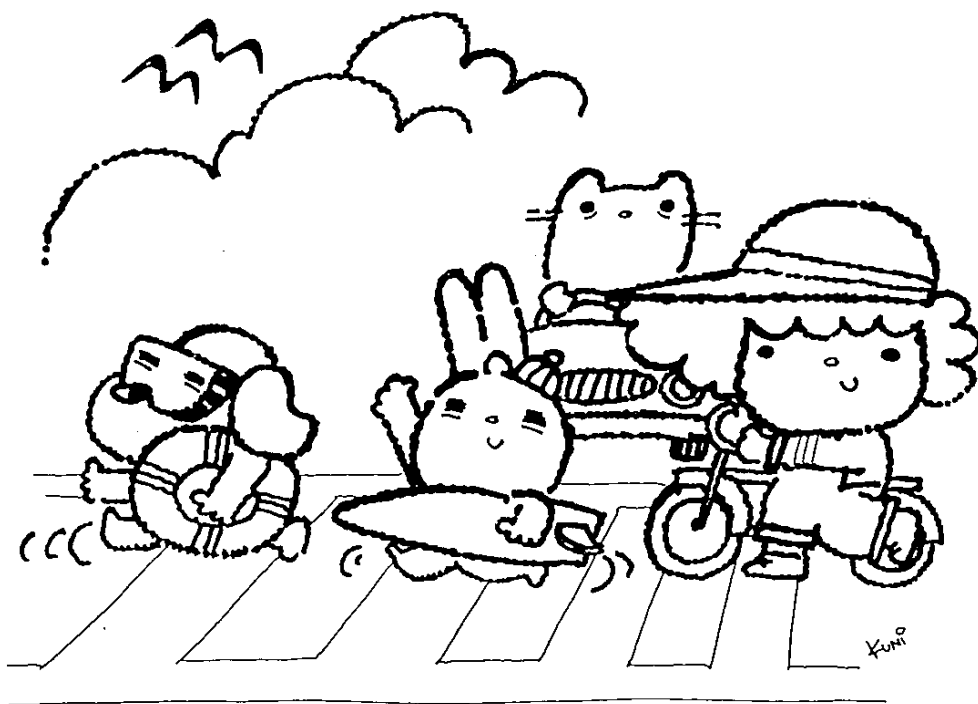


令和3年

夏の交通安全市民運動 実施要綱

7月11日（日）～7月20日（火）



一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

**ストップ・ザ
交通事故**

**高めようモラル
守ろうルール**

夏の交通安全市民運動実施要綱

1 目的

夏本番を迎え、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやし
ジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、ライフスタ
イルの変化に伴い通勤・通学や配達を目的とする自転車利用者が増えている
ほか、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、
交通事故の危険性が高まります。

さらに、夏特有の解放感から飲酒の機会も増え、飲酒運転による重大事故も
心配されます。

そこで、この時期に合った重点的かつ効果的な交通安全運動を展開し、市民
一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を
通じて交通事故の防止を図ります。

2 期間

令和3年7月11日（日）から7月20日（火）までの10日間

3 主 唱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

4 実施機関・団体

市内の各種団体



5 年間スローガン

「交通事故絶滅」を願って、

市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

広めよう 交通安全スリー^{エス}S運動

スリーSとは・・・

- Stop（ストップ）

赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ

- Slow（スロー）

高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転

- Smart（スマート）

全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

6 運動の重点

- （1）子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- （2）歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- （3）自転車の安全利用の推進
- （4）家庭から交通安全の輪を広げよう

7 運動の重点施策

- （1）子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 夏休みを前に、道路の安全な通行方法や自宅周辺の危険箇所について話し合う。

イ ドライバーから目立つよう手を挙げて横断する「**ハンドアップ運動**」を実践する。

ウ 歩行者は、信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用するなど交通ルールを守る。

エ ドライバーは、「**横断舗装は歩行者優先**」や子どもや高齢者、障害者等を見かけたら速度を落とすなどの思いやり運転を実践する。

- （2）歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

ア 道路のダイヤモンドマークを見たら、完全に止まることができるよう、速度を落として、前方の横断歩道に横断者がいないか確認する。横断しようとする歩行者がいる場合には、必ず一時停止する等、歩行者優先を徹底する。

イ **ライト・オン運動**（日没1時間前に前照灯を点灯）を実施する。7月は点灯目安時刻 18：00。



ウ ドライバーは、特に夕暮れ時と夜間・早朝は、速度を落とすよう意識する。対向車や先行車がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）を活用する。



エ 70歳以上のドライバーについて、
高齢運転者標識の使用を促進する。

（高齢運転者標識）

オ 高齢ドライバーは、身体機能の変化を認識するとともに、長時間の運転、体調不良・天候不良時の運転を控える。

カ 高齢者の運転や運転免許証の自主返納について話し合う。

キ **「カチッと 100！」**を合言葉に、全ての座席のシートベルトの着用を確かめてから発進する。



ク 子どもの体にあつたチャイルドシートの使用と座席への正しい取付けを徹底する。

ケ 飲酒を伴う会合などは、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等を利用したり、家族の送迎を依頼したりする。



コ 地域・職場・家庭では**「飲酒運転四（し）ない運動」**や**「ハンドルキーパー運動」**を推進する。

「飲酒運転四（し）ない運動」

運転者は……………○運転するなら酒を飲まない。

○酒を飲んだら運転しない。

家庭・地域では……………○運転する人に酒をすすめない。

○酒を飲んだ人に運転させない。

「ハンドルキーパー運動」

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動



サ 車両運転中にスマートフォン等の使用（ながらスマホ）は絶対にしない。

シ あおり運転の悪質性や危険性について周知するとともに、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもった運転の必要性を認識し、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしない。

（３）自転車の安全利用の推進

ア 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用はもちろんのこと、全ての自転車利用者はヘルメット着用をする。

イ 自転車利用者も加害者になることを認識し、各種保険に加入する。

ウ 「自転車安全利用五則」を守る。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

エ 自転車運転中のスマートフォン等の操作や使用、大音量でイヤホンを使用しながらの運転は大変危険なので、絶対にしない。

（４）家庭から交通安全の輪を広げよう

ア 毎月１日の「一宮市交通安全デー」や、１０日・２０日・３０日

の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなまで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。

イ 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。

ウ 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

8 運動の進め方

市、警察、教育委員会ならびに交通安全協会は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、各実施機関・団体は、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。

愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、令和3年4月1日に施行されました

☆条例の概要

【目的】

自転車の安全で適正な利用を促進し交通事故の防止を図るとともに、自転車に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護に資するため

【基本理念】

自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段で有用であるとともに、車両として法令遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下、自転車の安全で適正な利用の促進に社会全体で取り組む

【主な内容】

○交通ルールの遵守・歩行者等への配慮

- ・自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- ・車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守する
- ・歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める

○自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

- ・自転車の定期的な点検及び必要な整備を行うよう努める
- ・自転車の両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策を講ずるよう努める
- ・自転車の盗難を防止するための対策を講ずるよう努める

○自転車の安全で適正な利用に関する教育等の実施

- ・保護者（自転車利用者が未成年の場合）、学校の長、自転車をその事業の用に供する事業者、自転車通勤者がある事業者、自転車小売等事業者、交通安全関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発に努める

○乗車用ヘルメットの着用及び着用促進（令和3年10月1日から）

- ・自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを正しく着用するとともに、自転車利用者へ着用を促進するよう努める

自転車に係る交通死亡事故の約7割が、主に頭部損傷で死亡していることから、保護者は未成年である自転車利用者に対し、事業者は事業の用に供する自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるとともに、高齢者の親族又は同居者、自転車通学者のある学校の長、自転車貸出事業者、自転車通勤者がある事業者、自転車小売等事業者、交通安全関係団体は、乗車用ヘルメットの着用に関する情報の提供、助言、啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

○自転車損害賠償責任保険等への加入義務化及び加入促進（令和3年10月1日から）

- ・自転車損害賠償責任保険等への加入とともに、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進しなければならない

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例も発生しており、万が一の事故に備えた自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられます。また、学校の長は自転車通学者に対し、事業者は自転車通勤者に対し、自転車小売業者は自転車の購入・整備を依頼する者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を確認するとともに、保険等に参加していることが確認できないときは、保険等の情報の提供を行うよう努めなければなりません。なお、交通安全関係団体は、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供、啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

○自動車等の運転者の責務

- ・自動車等を運転される方は、自転車が安全に道路を通行できるように配慮するよう努める

☆市内では、令和2年中の交通事故死傷者数1,443名の内311名が自転車利用中によるものでした。最近では、自転車側が加害者となり、罰金や高額賠償を請求されるケースも発生しています。自転車に乗る時は交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

また、自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。



実施要項

◎一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 自転車シミュレーターの利用促進PR

町内会、老人クラブ、学校等で行われる交通安全教室で市が所有する自転車シミュレーターを利用し、自転車の乗り方、交通ルールを確認してもらうことにより交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 道路環境の整備

歩車道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

(まちづくり部・建設部各課)

4 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブ、障害者福祉団体などの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

5 保育園・幼稚園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

6 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

◎教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないよう、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 生涯学習関係団体の活動等における交通安全事業の実施

生涯学習関係団体の活動、公民館活動などを通じ、交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通事故防止に関する事業を実施する。

また、交通安全の基本理念「交通安全は家庭から」をふまえ、家庭を中心とした啓発活動を実施する。

(生涯学習課)

◎学校

1 児童生徒に交通ルールを周知徹底する

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

◎事業所など

1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

2 企業内ドライバーの運転マナーの向上に努める

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

3 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

◎地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会等地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

◎老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

会員が事故に遭わないよう、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

◎警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 交通事故に直結する違反の取締り強化

交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の原因となる違反の取締り強化を図る。

◎国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検並びに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。



令和3年 交通安全運動期間等一覧

春の交通安全市民運動期間（全国一斉）

4月6日～4月15日（10日間）

夏の交通安全市民運動期間（県内一斉）

7月11日～7月20日（10日間）

秋の交通安全市民運動期間（全国一斉）

9月21日～9月30日（10日間）

年末の交通安全市民運動期間（県内一斉）

12月1日～12月10日（10日間）

交通事故死ゼロの日

毎月10日・20日・30日

高齢者を交通事故から守る日

毎月30日（2月は末日）

高齢者交通安全週間

9月14日～9月20日（7日間）

自転車・二輪車安全利用の日

毎月10日

自転車・二輪車安全利用月間

5月

バイクの日

8月19日

ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

年間通じて

横断歩道の日

毎月11日

シートベルト・チャイルドシートの日

毎月20日

シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間（旬間の最後の平日は関所実施予定日）

2月11日～2月20日（10日間）

飲酒運転根絶の日

毎月第4金曜日

飲酒運転根絶強調月間

12月

一宮市交通安全デー

毎月1日

令和3年 交通安全年間スローガン

《運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

ゆとりある 心と車間の ディスタンス

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

まあただよ ベルトみんなが しめるまで

警察庁長官賞(優秀賞)

スピードは 視野も心も 狭くする

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

飲む前に ハンドルキーパー 決めたかな

免許証 返す勇気が 生むゆとり

その先の 危険を教える ハイビーム

《歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

ママなんで? 赤は止まると 習ったよ

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

イヤホンを 外して聴いて 町の音

警察庁長官賞(優秀賞)

どこいくの 連れて行ってね ヘルメット

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

夕暮れ時 あなたを守る 反射材

交差点 青でも左右 確認を

自転車も 心の中に 免許証

《中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

自転車に 乗るならきみも 運転手

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

じてんしゃと いつもともだち へるめっと

警察庁長官賞(優秀賞)

手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず

文部科学大臣賞(優秀作)

スマホより 集中するのは 前の道

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

あせらない 次の青でも いいじゃない

自転車も 車と一緒に その責任

つくろうよ 事故ない未来を ぼくたちで

令和3年広報重点

- ◆あおらない 心のゆとりと 車間距離
- ◆そのマナー 子どもは見てる 真似します
- ◆気をつけよう 少しの油断で 加害者に